

**和 (なごみ) 合同事務所**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118  
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F  
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

**バゲゼス株式会社**

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F  
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

June, 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

**人材投資促進税制**

6月になり、春に入った新入社員も一通りの仕事を体験したことでそろそろ本格的な社会人としての一步を踏み出す頃となったのではないのでしょうか？各企業においてはそれぞれの適性を見極めて新たな教育を施す頃かもしれません。その教育にかかる費用が税額控除となる新しい税法が平成 17 年度税制改正で決定いたしました。



**基本制度**

青色申告書を提出する法人又は個人（個人事業主）において、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される教育訓練費を 前 2 事業年度の平均額である比較教育訓練費より増加させた場合、その 増加額の 25% に相当する金額を当期の法人税額から控除できるというものです。ただし、当期の 法人税額の 10% 相当額が限度とされています。

**中小企業の特例**

前提は同じですがこちらは 教育訓練費の総額に対し増加率の 2 分の 1 に相当する税額控除率（上限 20%） を乗じた金額を当期の法人税額から控除できます（上記の基本制度との選択が可能）。こちらも当期の 法人税額の 10% 相当額が限度とされています。

なお、中小企業の特例の場合には、法人住民税においても人材投資促進税制が適用されます。具体的には、同制度における税額控除額の 17.3%（都道府県民税 5%、市町村民税 12.3%（標準税率））に相当する金額が法人税割の税額から控除されることとなります。

**計算式**

大企業の計算式は簡単なのでここでは中小企業用の計算式のみ紹介します。

$$\text{増加率} = \frac{\text{当期の教育訓練費} - \text{前 2 期の教育訓練費の平均}}{\text{前 2 期の教育訓練費の平均}}$$

$$\text{税額控除額} = \text{当期の教育訓練費} \times (\text{増加率} \times 1/2)$$

**【控除税額の計算例】**

ケース	教育訓練費			税額控除率	×	法人税額の 10%	控除税額
	前 2 期平均	当期	増加率				
A	100	120	20%	10%	12	30	12
B	100	140	40%	20%	28	30	28
C	100	160	60%	20%	32	30	30

法人税額は 300 としています。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

## 教育訓練費とは？

では一体教育訓練費とは何を指すのでしょうか。具体的に次のようにあげられています。

### 社外講師謝金

社外講師・指導員に支払う講師料・指導員料  
外部講師等の交通費・旅費・宿泊費・食費等も費用となります。

### 外部施設使用料

研修を行うために使用する外部施設・設備等の借上料、利用料  
施設等の光熱費、維持管理費等や減価償却費等については費用とはなりません。

### 研修委託費

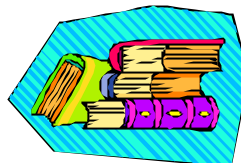
講師、教材等を含め研修の一部又は全体を外部教育機関等へ委託する場合の費用  
講師の人件費、教材費、施設使用料等が費用となります。

### 研修参加費

社員を外部の研修プログラムに参加させる場合の受講料等

### 教材費

研修用の教材・プログラムの購入料等



## 注意

使用人に支払う教育訓練中の人件費（日当を含む）や研修等の開催場所までの交通費、旅費あるいは宿泊費、食費等については**対象外**となります。

## 対象者の範囲

制度では**使用人又は個人その事業に係る使用人**であることとされています。

対象者	対象とならない者
・正社員 ・契約社員 ・パート ・アルバイト ・請負社員 ・派遣社員等	・役員 ・個人事業主 ・前記の親族に該当する者

## その他

### 適用期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までに開始する事業年度

### 書類等

教育訓練費の根拠となる証憑等を全て税務署に提出する必要はありませんが、領収書等の証憑書類は保存しておく必要があります。

「前2期平均を調べるのが大変だ」とお思いの会社は、**今から「教育訓練費」という科目を作れば2年経過した後には自動的に計算ができる**こととなります。適用時期は2年後ですが苦勞なく判定できます。

また、これまで制度をご紹介してきましたが最も基礎となる教育訓練費がどの範囲まで含まれるかは実務レベルでは不明確となっています。今後実際の取扱いが順次発表されると思いますが、この制度の利用をお考えの際には各担当者までご相談下さい。

(文章担当：高松)

## ～ 経営者の皆様へ～

### 毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。(06-6944-4117 まで)